

松本市公告第297号

(仮称)美ヶ原駐車場売店新築工事設計業務委託を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年8月7日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

(仮称)美ヶ原駐車場売店新築工事設計業務委託

(2) 業務内容

別紙「(仮称)美ヶ原駐車場売店新築工事設計業務仕様書」のとおり

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年12月28日(火)まで
(令和8年～令和9年度継続事業)

3 プロポーザルの参加資格要件

(1) 参加要件

参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書等」という)の提出期限の日から契約締結の時までに、下記の要件を満たすものとする。

ア 必要な要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (イ) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (ウ) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (エ) 松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成9年3月10日訓令甲第1号)の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 国及び他の地方自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (カ) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱(昭和42年2月6日告示第11号)第8条に基づく建設コンサルタント入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録がある者であること。
- (キ) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されていること。
- (ク) 建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録がされている者を4名以上自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(2) 配置技術者等の要件

次の条件をすべて満たすこととします。

ア 分担業務分野の再委託

主たる分担業務分野（建築（意匠）分野）を再委託しないこと。

イ 配置予定技術者

- (ア) 管理技術者は、一級建築士であり、資格取得後10年以上の経験を有する者であること。（原則として、契約時に申込時の管理技術者を変更することはできない。）
- (イ) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (ウ) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。記載を求める建築（意匠）主任技術者が、記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

注：※1 「管理技術者」とは「松本市建設コンサルタント標準契約約款（建築、測量、調査等）」第10条の定義による。

松本市建設コンサルタント標準契約約款（建築、測量、調査等） 抜粋
（業務主任者）

第10条 受注者は、業務の実施について管理を行う業務主任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務主任者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

2 業務主任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、次条の請求の受理、決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は、下記による。なお、提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、参加表明書の提出において様式7に従い、追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等明確にすること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業 務 内 容
建築（意匠）	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号ロにおいて示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- (エ) 建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野において、提出者又は再委託先の協力事務所（以下「協力事務所」という。）が、他の提出者の協力事務所となっていないこと。

4 実施要領等の配布

令和8年8月7日（金）に実施要領及び参考資料等を松本市ホームページに掲載する。
様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月21日（金）まで（土・日曜日、祝日（以下「休

日等」という。)を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

文化観光部 観光ブランド課(大手事務所5階)

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。また、郵送の場合においては、事務局への送達
が証明できる書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したも
のを有効とする。

(4) 提出部数

参加表明書(様式1) 1部

関連資料(様式2~6) 1組

(5) 関連資料(様式2~6)は表紙をつけず、様式2~6を1組として左上部をホチキス綴じ
とすること。

6 質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施に関する質問(参加資格及び技術提案書)については、質問書(様
式VI)を電子メールに添付し事務局宛てに送信すること。

(2) 受付期間

参加資格に関する質疑 令和8年8月7日(金)から13日(木)午後5時まで

技術提案書に関する質疑 令和8年8月26日(水)から31日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

松本市ホームページへ掲載する。

(4) 回答期限

参加資格に関する質疑回答 令和8年8月17日(月)

技術提案書に関する質疑回答 令和8年9月3日(木)

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、「プロポーザル参加資格に関する質問」又は「プロポーザル技術
提案書に関する質問」とすること。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

7 現地説明会

現地説明会を希望する場合は、令和8年8月13日(木)午後5時までに、参加の意向を電子
メールで送信するものとする。

【送付先電子メールアドレス:kankou@city.matsumoto.lg.jp】

8 技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年9月3日(木)から令和8年9月11日(金)まで(休日等を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

文化観光部 観光ブランド課(大手事務所5階)

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。また、郵送の場合においては、事務局への送達
が証明できる書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したも
のを有効とする。

(4) 提出部数

8部（正1部、副7部）

ただし、受託金額見積書のみ、正1部とする。

副本は、社名が特定できる記載等を除くこと。

(5) 技術資料（様式Ⅱ～Ⅴ）は「技術資料の表紙」をつけて、様式ⅡからⅤを1組として左上
部をホチキス綴じとすること。

(6) 様式Ⅱ～Ⅴはデータ（提出用電子媒体はCD-Rとする）も提出すること。

9 審査方法

(1) 選定方式

本プロポーザルは、2段階の選定方式とする。

ア 第1次審査

参加表明書を提出し設計プロポーザルに応募する者が5者を超えた場合は、参加表明書の
書類審査を行い、第2次審査に進む5者を選考する。

イ 第2次審査

最適候補者を選考するため、提出された参加表明書、技術提案書を基に、審査委員会に
おいて書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最適候補者及び次点者を選考
する。

(2) 評価基準

参加表明書及び技術提案書の評価基準は、別紙評価基準のとおりとする。

第1次審査においては、客観評価に係る点数により5者を選考し、第2次審査において
は、客観評価、主観評価及び価格評価の総合点数で選考を行う。

(3) 審査委員会について

ア 第2次審査は、「（仮称）美ヶ原駐車場売店新築事業設計業務業者選定審査委員会」
（以下「審査委員会」という。）において審査する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。また、プレゼ
ンテーション及びヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書に記述された文章
及び図案の範囲内において行うことができる。（市が用意するモニターの使用可。ただしノ
ートパソコンは持参。）追加資料の使用は認めない。

ウ プレゼンテーション

(ア) 実施日

令和8年9月中旬（詳細な日時、場所及び方法等については、事前に通知する。）

(イ) 出席者

出席者は配置予定の管理技術者を含め3名以内（機器操作者を含む）とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得な
いと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

（注）プレゼンテーションは、対面による方式に替えて、Web会議等で実施する可能性もあ
るため、その場合は詳細について参加表明者に通知をする。

a 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価する。

- b 各評価者の評価結果を審査・集計し、優先交渉権者、準優先交渉権者を決定する。
 - c 審査は非公開とする。
 - d 選考は、優先交渉権者を選定するため行う。選定後においても、市は技術的提案書の内容に拘束されないものとする。
- (4) 審査結果については、審査委員会終了後速やかに公表するとともに、すべての参加者に対して参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで次のとおり審査結果等を通知する。
- ア 優先交渉権者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。
 - イ 優先交渉権者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者宛てに通知する。
 - ウ 上記イの通知を受けた者は、審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により説明を求めることができるものとする。また、当該回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

10 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告	令和8年8月7日（金）
(2) 参加資格に関する質問書の提出期間	令和8年8月7日（金）～8月13日（木）
(3) 参加資格に関する質疑回答期限	令和8年8月17日（月）
(4) 参加表明書の提出期間	令和8年8月17日（月）～8月21日（金）
(5) 参加者の資格審査及び結果通知期限	令和8年8月26日（水）
(6) 技術提案書に関する質問書の提出期間	令和8年8月26日（水）～8月31日（月）
(7) 技術提案書に関する質疑回答期限	令和8年9月3日（木）
(8) 技術提案書の提出期間	令和8年9月3日（木）～9月11日（金）
(9) 現場説明会	令和8年8月下旬（詳細後日通知）
(10) プレゼンテーション、審査委員会	令和8年9月中旬（詳細後日通知）
(11) 優先交渉権者の決定	令和8年9月中旬
(12) 契約締結	令和8年9月下旬（予定）
(13) 事業の開始	令和8年10月上旬（予定）

11 その他留意事項

- (1) 参加表明者が1者のみの場合でも、審査は実施するものとする。
- (2) 参加表明書等及び技術提案書等の提出は、1者につき1件とする。
- (3) 本事業に参加を希望する者は、本業務の提案に当たって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、当市から提供する資料についても、他の者に関連させること、複写させること及び譲渡することを禁止する。
- (4) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかにその旨と理由を記載した参加辞退届（A4判様式任意）により届け出ること。
- (6) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 提出する技術提案書について、提出前後に市の許可なしに第三者へ閲覧させた場合
エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合
- (8) 本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする。
(9) 市は、審査結果の公表方法として、ホームページでの公表等を予定している。
(10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
(11) 本提案競技の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
(12) 本要領に定めのない事項及び本要領により疑義が生じた場合は、審査委員会において協議するものとする。
(13) 全参加者が失格となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。
(14) 配布資料（各種様式及び実施要領他）はその一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載される松本市公式ホームページを注視すること。

12 事務局

〒390-0874

松本市文化観光部観光ブランド課：辻本

電話：0263-34-8307（直通） F A X：0263-34-8307

E-mail：kankou@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。